

報告第14号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫



専決第9号

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年11月8日

幸手市長 木村純夫

### 記

#### 1 相手方

住所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松二丁目10番8号

氏名 株式会社野口測量 代表取締役 野口久正

#### 2 事故の概要

令和4年9月27日午前10時25分頃、幸手市役所駐車場内において、市職員が公用車を駐車する際に操作を誤り、駐車されている相手方車両に衝突し、損傷させたものである。

#### 3 損害賠償額

金371,309円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代等 371,309円

合 計 371,309円